

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○ 指定居宅介護支援事業者の指定

○ 保安林の指定予定

○

○

○

○

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○ 道路の区域変更

【公告】

○ 落札者等の決定

○ 一般競争入札の実施

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

○

○

○ 岡山県家畜人工授精講習会等の開催

○ 土地改良事業の工事完了

【教育委員会】

○ 平成二十七年岡山県公立学校長（任期付職員）選考試験の実施

○

目次

担当課（室）

長寿社会課

〃

治山課

〃

〃

〃

〃

道路整備課

消防保安課

財産活用課

県民生活交通課

〃

畜産課

〃

耕地課

〃

教育委員会

〃

〃

平成26年9月2日 岡山県公報 第11615号

◎岡山県告示第四百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さくら・介護ステーションふじい

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見六四八八番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さくら介護グループ

2 所在地

広島県広島市中区大手町三丁目一三番一八号

三 指定年月日

平成二十六年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一一一四

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ことぶき津山

2 所在地

岡山県津山市小原一二六一四 コンフォート一階一〇一号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称
株式会社シップ

2 所在地
岡山県岡山市北区田中一七四番地一〇一

3 指定年月日

平成二十六年九月一日

4 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇六三

5 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター・サントピア

2 所在地

岡山県井原市上出部町四季が丘一六番一〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人村上脳神経外科内科

2 所在地

岡山県笠岡市大井南二八番地の四

三 指定年月日

平成二十六年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八一

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

平成26年9月2日 岡山県公報 第11615号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

リハビリ特化型デイサービス カラーラボ備前市民センター前

2 所在地

岡山県備前市西片上四五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社プライマリー

2 所在地

岡山県岡山市北区富田三四一番地一〇

三 指定年月日

平成二十六年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇七二四

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

◎岡山県告示第四百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンターほっとスマイル美作

2 所在地

岡山県美作市湯郷八〇七―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会医療法人清風会

2 所在地

岡山県津山市日本原三五二番地

三 指定年月日

平成二十六年九月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇八一八

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市神郷油野字宮ノワキ九九四、字水舟ソラ九九六、九九七の一、九九八、一〇二八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市関字大迫四八九三、四九〇〇、字大峪四九〇四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大迫四八九三、四九〇〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁並びに新見市役所及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市三浦字才ノ谷三八、四〇、四二、四三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字才ノ谷四三（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

津山市加茂町青柳字高畦一一五九、一一六〇、一二〇一、字荒堀レ一二〇〇、一二

〇二、一二〇六の一、一二〇六の二、一二〇七、字荒堀一二〇三、一二〇五、一二〇

九、一二一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高畦一一六〇、字荒堀一二一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限

る。

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市若代字荒神上一〇九五、一〇九九、字荒神元一〇九七、一一〇三、字小谷一〇九八、一一〇〇、一一〇一、一一二五、一一二六、一一二七の二、一一三〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒神上一〇九五、字小谷一一〇〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市北区建部町小倉字田戸八三五の一、八三六の第二、八三八から八四〇まで、八四一の第二、八四二の第二、八四四の第二、八四九、八五〇の一、八五〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

和気郡和気町田土字東山三〇七〇の一、三〇七〇の二、三〇七一の一、三〇七一の二、三〇七二、三〇七四から三〇八四まで、三〇八六の一、三〇八六の五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東山三〇八六の一、三〇八六の五

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成26年9月2日 岡山県公報 第11615号

◎岡山県告示第四百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 落合建部線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市落合垂水字杉瀬一九〇〇番一地从りから 真庭市落合垂水字大谷一八三三番二地先まで	新	一三・〇 一九・〇	一五七・〇
真庭市落合垂水六六番二地先から 真庭市落合垂水字大谷一八三三番二地先まで	旧	七・五 二七・〇	七二三・〇

平成26年9月2日 岡山県公報 第11615号

〔四〇七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 落札に係る特定役務の名称

消防救急デジタル無線ネットワーク構築業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県消防保安課

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十六年八月八日

四 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社

岡山県岡山市北区磨屋町一番六号

五 落札金額

三六、七二〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、七二〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十六年六月二十四日

平成26年9月2日 岡山県公報 第11615号

〔四〇八〕 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。
 平成二十六年九月二日

一 入札に付する事項

契約種別	所在地	地目又は構造	面積（平方メートル）	予定価格（最低売払価格）	入札保証金
土地（建付地） 売払い契約	岡山市北区玉柏二七五番一	雑種地	三三七・六六	二、七二〇、〇〇〇円	二七二、〇〇〇円
土地（建付地） 売払い契約	1 土地 岡山市北区建部町福渡字上之町一〇四九番二	宅地	一七六・〇九	一、四三二、〇〇〇円	一四三、二〇〇円
土地（建付地） 売払い契約	2 建物 岡山市北区建部町福渡字上之町一〇四九番地二	木造瓦ぶき平家建	七二・二六		
土地（建付地） 売払い契約	岡山市東区可知四丁目三八四番七	宅地	六八五・五八	二八、一一〇、〇〇〇円	二、八一、〇〇〇円
土地（建付地） 売払い契約	津山市総社字大根山五三一番、五三一番二	宅地・雑種地	二七七・〇四	三、二四〇、〇〇〇円	三三四、〇〇〇円
土地（建付地） 売払い契約	1 土地 津山市新野東字東野一七九五番四	宅地	二、〇五三・八四	三、七三〇、〇〇〇円	三七三、〇〇〇円
2 建物		鉄筋コンクリート造陸	六〇三・八五		

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市新野東字東野一七九五番地四				
土地売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約	造スレートぶき平屋建	屋根二階建
備前市東片上字天神三八九番二	総社市総社二丁目字藪下五四八番五	笠岡市笠岡字八幡平五二九一番一	コンクリートブロック	
宅地	宅地	宅地	一一・八一	
二九五・五九	一八三・九三	六八五・〇九		
二、五一〇、〇〇〇円	一、九五〇、〇〇〇円	四、三四〇、〇〇〇円		
二五一、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円	四三四、〇〇〇円		

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
- 4 日本語を完全に理解することができないこと等の理由により、入札の内容を完全に理解せずに入札に関する意思表示を行うおそれのある者
- 5 岡山県インターネット公有財産売却ガイドライン及びファミリー株式会社が定めるオークションに関連する規約の内容を承諾せず、又は遵守することができない者
- 6 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者
- 7 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 8 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 9 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 10 その他知事が不相当と認める者

三 入札参加申込み

1 仮申込み

入札に参加しようとする者は、ヤフー株式会社の運営する公有財産等の売払いに関するインターネットオークションシステム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

2 申込手続

1の仮申込みを行った後、3の受付期間内に所定の申込書により岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。

3 受付期間

平成二十六年九月三日（水）午後一時から同月二十二日（月）午後二時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

四 契約条項を示す場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課

五 入札保証金

一の表に掲げる額の入札保証金を、六1の期間の末日の二日前までに、岡山県が発行する納入通知書により納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。

六 入札期間、入札場所及び開札日時

1 入札期間

平成二十六年十月七日（火）午後一時から同月十四日（火）午後一時まで

2 入札場所

売却システム上で行う。

3 開札日時

平成二十六年十月十四日（火）午後一時

七 入札方法

売却システムにより入札価格を登録する方法による。なお、この登録は、一の物件につき一回に限り行うことができる。

八 入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

1 入札に参加することができない者のした入札

2 談合してした入札

3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者とした入札

4 二以上の入札をした者とした入札

5 七に規定する入札方法以外の方法による入札

6 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人とした入札

九 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六（二二六）七二三五）

〔四〇九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヒューマンヨウク

三 代表者の氏名

大塚 栄子

四 主たる事務所の所在地

久米郡久米南町上弓削一〇〇一―二

五 定款変更の内容

1 特定非営利活動に係る事業のうち、生活技術習得事業を行わないこととする。

2 新たに特定非営利活動に係る事業として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に基づく特定相談支援事業を行うこととする。

平成26年9月2日 岡山県公報 第11615号

〔四一〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まこと

三 代表者の氏名

水川 順子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市中庄三一三八―九

五 定款変更の内容

新たに特定非営利活動に係る事業として、日中一時支援事業及び指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、指定障害児相談支援事業を行うこととする。

〔四一〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号。以下「法」という。）第六條第二項の規定による岡山県家畜人工授精に関する講習会及び岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。なお、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会は開催しない。

平成二十六年九月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 講習の対象となる家畜の種類
牛

二 開催期日及び実施場所

1 岡山県家畜人工授精に関する講習会

平成二十六年十一月二十六日から同年十二月二十六日まで

岡山県真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大校

うち一部の講習は、岡山県農林水産総合センター畜産研究所（岡山県久米郡美咲町北二二七二）で実施する。

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会

平成二十七年一月六日から同月三十日まで

岡山県真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大校

三 受講資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

1 成年被後見人又は被保佐人でないこと。

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会については、家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格した者であること。

四 受講定員

三十名ずつ。ただし、受講希望者が多数の場合は、県内在住者を優先し、別に選別を行うことがある。

五 受講申込み

知事が別に定める受講申請書に次に掲げる書類を添付して、平成二十六年十月二十日までに、所轄の県民局を経由して知事に提出すること。ただし、県外在住者が申請する場合は、居住する都道府県の畜産主務課を経由し、知事に提出すること。

1 戸籍謄本又は戸籍抄本

2 履歴書（顔写真を貼り付けたもの。なお、法第十七条第一項又は第二項各号のいずれかに該当する者は、その旨を記載すること。）

3 家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格証明書の写し（岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講を申請する場合に限る。）

六 受講料

次に掲げる額に相当する額の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。

1 岡山県家畜人工授精に関する講習会 一八、九〇〇円

うち、一部の科目を免除されている者 七、五四〇円

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会 二五、二四〇円

七 その他

1 講習会を修了した者については、修業試験を行う。

2 岡山県家畜人工授精に関する講習会及び岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の両方を併せて受講することはできない。

3 講習会の実習等において、車等での移動を要する場所があるため、各自で交通手段を準備すること。

4 講習会について詳しいことは、岡山県農林水産部畜産課（電話〇八六（二二六）七四三一）へ問い合わせること。

平成26年9月2日 岡山県公報 第11615号

〔四二二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十六年九月二日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太
津山市	野辺	工 種	完了年月日
		ほ場整備	一三・三・二六

◎岡山県教育委員会公告

平成二十七年年度岡山県公立学校長（任期付職員）選考試験を次のとおり実施する。

平成二十六年九月二日

岡山県教育委員会

一 試験種別及び採用候補者見込数

校長（一般職の任期付職員）（若干名）

二 受験資格

次の全ての項目に該当する者であること。

- 1 日本国籍を有する者
- 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条各号に該当しない者
- 3 民間企業、行政機関、研究機関、教育機関（学校を含む。）等において、管理職としての経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有する者
- 4 昭和二十七年四月二日から昭和五十五年四月一日までの間に生まれた者。ただし、岡山県内の公立学校で勤務している者（臨時的任用職員等を除く。六において同じ。）については、昭和二十七年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者とする。

三 任用形態等

1 任用形態

校長（一般職の任期付職員）として任用する。

2 任用期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで。なお、採用した日から起算して五年を超えない範囲内で任期を更新する場合がある。

3 勤務先

岡山県内の公立学校（岡山市立であるものを除く。）

四 試験の方法

1 一次試験

書類選考

2 二次試験

一次試験の結果により二次試験の受験資格を得た者に通知する。

五 出願書類の受付期間

1 持参による受験申込みは、平成二十六年九月三日（水曜日）から同年十月三日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前八時三十分から午後五時まで受け付ける。

2 郵送による受験申込みは、平成二十六年九月三日（水曜日）から同年十月三日（金曜日）までの間の消印のあるものを受け付ける。

六 出願書類の提出先

岡山県教育庁教職員課義務教育人事班（岡山市北区内山下二丁目四番六号）。ただし、岡山県内の公立学校で勤務している者のうち、市町村（組合）立学校で勤務しているものについては、市町村（組合）教育委員会教育長宛てに提出すること。

七 その他

1 受験手続その他詳細については、岡山県教育庁教職員課に問い合わせること。

電話（〇八六）二二六一七五八一

2 所定の受験申込書等は、平成二十六年九月二日（火曜日）から同年十月三日（金曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、岡山県教育庁教職員課において交付する。また、岡山県教育庁教職員課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>）からダウンロードすることができぬ。